

この補助金は、県内で外国人材を雇用している、または雇用する予定がある中小企業等が、外国人材の受入環境の充実のために行う事業に要する経費を補助することにより、外国人材の受入れ、定着及び活躍を支援することを目的とするものです。

1 対象事業

外国人材の受入環境の充実に寄与すると認められる事業

- 例) ・ 担当者に対するセミナー（外国人材と交流を図るための文化理解や母国語講座、やさしい日本語講座、外国人材のメンタルヘルス対策講座など）の実施
- ・ 業務マニュアルや社内掲示、就業規則の多言語化
 - ・ 専門家の助言による外国人材受入れに係る就業規則の見直し
 - ・ 留学生等のインターンシップ受入れ制度の創設
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の感染予防策を啓発する掲示物や感染した際の対応方法を伝える資料等の多言語化

※上記以外にも、外国人材の受入環境の充実に寄与すると認められる事業であれば、補助対象とします。お気軽にお問い合わせください。

2 補助対象者

- ◆ **中小企業等**（県内に事業所を有する中小企業基本法に規定する中小企業者又はこれに準ずる事業者）

3 補助内容

- ◆ **補助金額** **補助率3分の1以内**、1事業実施主体につき**上限10万円**
- ◆ **補助対象期間** 交付決定日～令和5年2月28日
- ◆ **補助対象経費** 講師・専門家謝金及び旅費、委託費、会場使用費、教材費など
※ただし、**上記補助対象期間内に支払いを完了した経費**に限ります。
また、補助事業に要したことが明確に区分できない経費や、備品の取得に係る経費等は対象外です。

4 申請方法

- ◆ **申請**
交付申請書（様式第1号）に、交付要綱第5条に規定する書類を添えて、申請期限までに下記の提出先までご提出ください。
◇ **申請期限：令和4年12月16日(金)まで（※）随時受付を行います。**
※予算の上限額に達した場合、上記期限より前に募集を締め切る場合があります。
募集状況は県HP上でお知らせします。
 - ◆ **交付決定**
審査が順調に進めば、申請日から概ね2週間後をめぐりに交付決定を行います。
補助対象期間は交付決定日以降ですので、下記担当者へ事前にご連絡の上、余裕を持って申請いただくようお願いします。
- ※その他詳細は、裏面及び県HP（ページID：33385）に掲載する**交付要綱**や**Q&A**等をご確認ください。

5 提出・問合せ先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号
香川県商工労働部労働政策課 雇用対策グループ 担当者：森近（もりちか）
電話番号：087-832-3368（直通） 受付時間：平日 8:30～17:15



(ご参考) 交付申請～補助金交付までの流れ

1 交付申請 (令和4年8月19日締切)

「交付申請書 (様式第1号)」に、交付要綱第5条に規定する書類を添付してご提出ください。

2 県による交付決定 (申請日から概ね2週間後)

審査の結果、交付決定となれば、県から交付決定通知書をお送りします。補助対象経費は、交付決定日から令和5年2月28日までに支払いが完了した費用ですので、ご注意ください。

3 事業実施

事業計画に沿って補助事業を実施してください。可能な範囲で、実施状況が分かるよう写真撮影等による記録を行ってください。

4 実績報告 (事業完了日から起算して30日を経過した日または令和5年3月10日のいずれか早い日まで)

「補助事業実績報告書 (様式第5号)」に、交付要綱第10条に規定する書類を添付してご提出ください。(事業の実施状況が分かる資料として、写真や講義資料等を添付)

5 県による交付額の確定

実績報告の内容を審査の上、補助金の額を算定し、県から額の確定通知書をお送りします。

6 補助金の請求

「補助金交付請求書 (様式第6号)」により県へご請求ください(5の確定通知書に記載された額)。後日、支払予定日をお知らせします。

※ご不明点はお気軽にお問い合わせください。